

認定臨床研究審査委員会にて審査された相模原病院臨床研究課題について

2018年4月に施行された臨床研究法では、『特定臨床研究該当研究』に該当する研究は法に規定する手続き（認定臨床研究審査委員会での審査や、厚生労働大臣への届出等）を行うことが定められている。

認定臨床研究審査委員会での審査は、研究代表者が手続きを行う。

認定臨床研究審査委員会承認後は、施設管理者（＝施設長）の許可申請の手続きを行わなければならない。

多施設共同研究の場合は、認定臨床研究審査委員会承認後に各施設にて施設管理者（＝施設長）の許可申請の手続きを行わなければならない。

臨床研究法について（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>

<特定臨床研究の実実施手続きにおける手順>

